

和寒町指定居宅介護支援重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆ 居宅介護支援サービスとは・・・

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるように、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とその家族の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族、また、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 提供するサービスと利用料金	3
6. サービス利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	5
8. 個人情報の使用について	6
9. 事故発生時の対応について	6

●● 親切ていねいなケアプラン、充実した居宅生活を支援します ●●

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第 0173200155 号)

1. 事業者

- (1) 事業者名 : 上川郡和寒町
(2) 住所地 : 北海道上川郡和寒町字西町 120 番地
(3) 電話番号 : 0165-32-2421
(4) 代表者氏名 : 和寒町長 奥山 盛

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 : 指定居宅介護支援事務所
(2) 事業の目的 : 居宅介護サービス計画の作成及び居宅介護支援
(3) 事業所の名称 : 和寒町指定居宅介護支援事業所
平成 12 年 4 月 1 日指定 北海道第 0173200155 号
(4) 事業所の所在地 : 北海道上川郡和寒町字西町 111 番地
和寒町保健福祉センター内
(5) 電話番号 : TEL0165-32-2000 FAX0165-32-3377
(6) 事業所長(管理者)氏名 : 保健福祉課 中川 絵里子(主任介護支援専門員)
(7) 当事業所の運営方針 : 要介護認定者が居宅において可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が総合的かつ効率的に提供されるように、居宅介護支援を行う。
(8) 開設年月日 : 平成 12 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の実業の実施地域 : 和寒町内全域
(2) 営業日及び営業時間 :

営業日	月曜日から金曜日 ただし、土・日曜日、祝祭日、12月31日から翌年1月5日までを除く
受付時間	午前8時30分～午後5時
サービス提供時間帯	午前8時30分～午後5時

※電話連絡については、24 時間体制を取らせて頂いております。

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	計	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1		1名	事業所の運営、従業員の管理
2. 介護支援専門員	2		2名	サービス計画作成、居宅介護支援

5. 提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

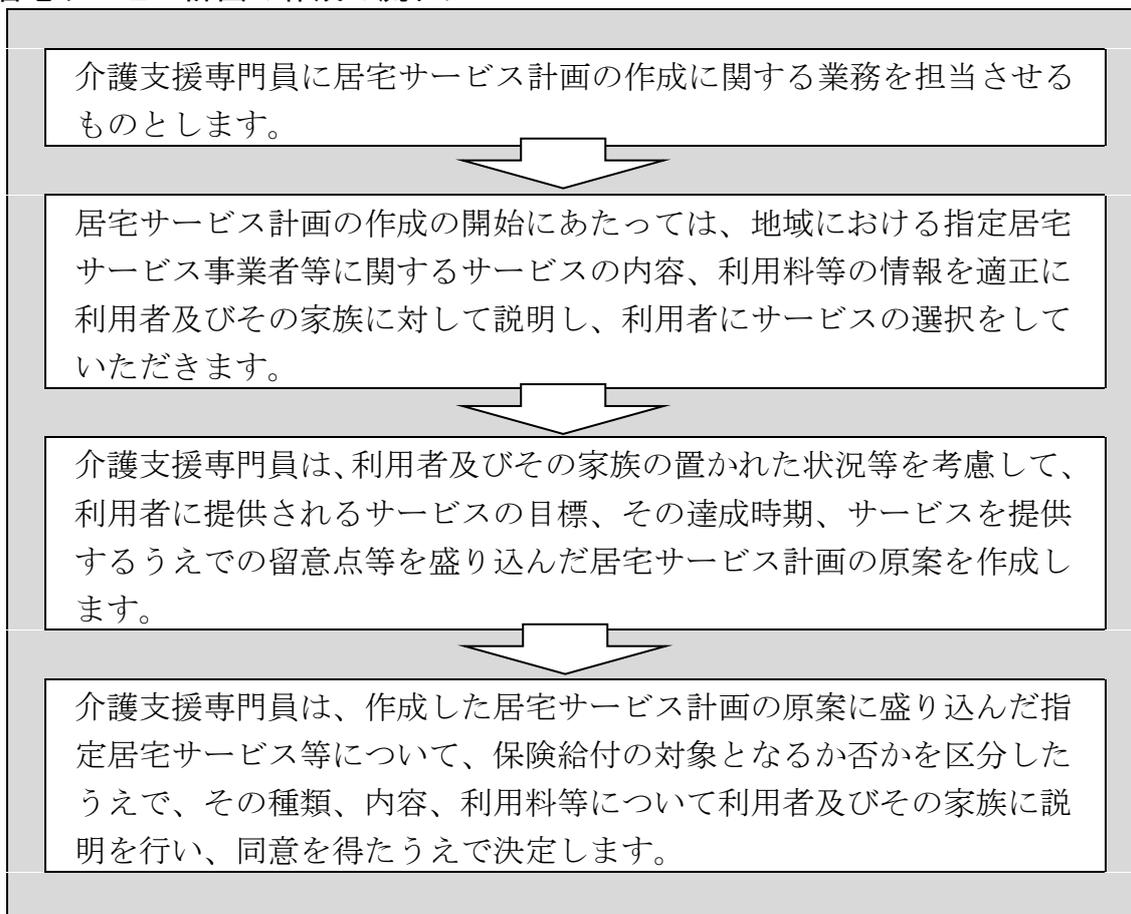
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第4～9条、第10条参照）

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

介護支援専門員がお伺いして、利用者の心身の状況、置かれている環境等をお聞きしたうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」といいます。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



①居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

②居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の話し合いによって、居宅

サービス計画を変更します。

③介護保険施設の紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金には、事業者が介護保険法の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。その場合は、「サービス提供証明書」を発行しますので、和寒町保健福祉課でご相談下さい。

介護報酬

要介護 1・2	10,860円
要介護 3・4・5	14,110円

初回加算	3,000円
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円
退院・退所加算（Ⅰ）（連携1回：カンファレンス無）	4,500円
退院・退所加算（Ⅱ）（連携1回：カンファレンス有）	6,000円
退院・退所加算（Ⅰ）（連携2回：カンファレンス無）	6,000円
退院・退所加算（Ⅱ）（連携2回：カンファレンス有）	7,500円
退院・退所加算（Ⅲ）（連携3回：カンファレンス有）	9,000円
通院時情報連携加算	500円
特定事業所医療介護連携加算	1,250円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円
特別地域加算	料金の15%

（2）交通費（契約書第10条参照）

和寒町にお住まいの方のサービス提供は負担がありません。町外に出向く必要があるときは、職員等の旅費に関する条例（昭和45年条例第31号）の規定に基づき、交通費実費をいただく場合があります。

（3）複写物の交付（契約書第11条参照）

複写物を必要とするときは、1枚20円を負担していただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法

サービス利用料金・交通費用は、1 か月ごとに計算してご請求しますので、翌月 10 日までに次のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|---|
| ア. 下記指定口座への振り込み
北星信用金庫 和寒支店 普通預金 0000784
和寒町会計管理者 |
| イ. 金融機関口座からの自動引落とし
北星信用金庫 和寒支店
北ひびき農業協同組合 和寒基幹支所 |

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払いいただきます。

6. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替 (契約書第3条参照)

① 事業者からの介護支援専門員の交替

当事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

② 利用者からの交替の申し出

選任した介護支援専門員の交替を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできませんので、あらかじめご了承下さい。

7. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	中 川 絵 里 子
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) 当該事業所従業者または居宅サービス事業者、及び養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、次の窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 保健福祉課
介護支援専門員
中川 絵里子、高田 葵、齊藤 カンナ
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
午前 8 時 30 分～午後 5 時まで

(2) 行政機関その他苦情受付機関

和寒町保健福祉センター 保健福祉課	所在地：和寒町字西町 111 番地 電話番号：0165-32-2000 F A X：0165-32-3377 受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
北海道国民健康保険 団体連合会	所在地：札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 電話番号：011-231-5161 F A X：011-231-5178 受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 午前 9 時から午後 5 時まで

9. 個人情報の使用について

利用者のためのサービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整、並びに医療機関の受診等において、個人情報の使用を必要とする場合があります。個人情報を使用する場合は、下記の条件のもとに利用者及び利用者の代理人（家族や後見人等）の同意を得るものとします。

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。
- (3) 使用する期間は当事業所と別に締結する居宅（介護予防）サービスの契約期間内であること。

10. 身分証携行業務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11. 事故発生時の対応について

事故発生時には、対応マニュアルに基づき速やかに家族に連絡するとともに、緊急の場合は医療機関に連絡し、迅速に対処いたします。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始にあたり、利用者及び代理人に対して、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

住 所 和寒町字西町 111 番地
事 業 者
事 業 者 名 和寒町指定居宅介護支援事業所
説明者職氏名 _____ 印

利用者と代理人は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

住 所 _____
利 用 者
氏 名 _____ 印

住 所 _____
代 理 人
氏 名 _____ 印

〔 代理人とは利用者に代わって契約するものをいい、同居の親族または3親等内の親族を当該者とします。 〕

この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第4条、第11条、第12条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ①居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から複数のサービス事業所の紹介を求めることや、サービス計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由を求めることが可能であることを説明します。尚、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおり。
- ②利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧することができ、複写物を交付します。
- ③利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ④事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません（守秘義務）。守秘義務は、契約終了後も継続します。
- ⑤指定居宅介護支援の提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、その利用者を担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を利用者が入院している病院又は診療所に伝えるよう説明します。

2. 損害賠償について（契約書第13条参照）

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況をさん酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合<契約の終了について>（契約書第2条、第14条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護等認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了日の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が要支援、又は自立と判定された場合
- ③利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第15条、第16条参照)

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第17条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合